

令和3年度 第1回 堺市地域福祉計画推進懇話会
議事要旨

開催日時 令和4年1月31日(月) 午後3:00~5:00

開催場所 Zoomによるオンライン

出席委員 天野委員、上田委員、大島委員、川端委員、佐々木委員、高橋委員、所委員(座長)、
西尾委員、野田委員、寶楽委員、星委員(名簿順)

欠席委員 小田委員

傍聴者 1名

懇話会座長の選出について

(所委員を選出)

1. 現行計画の進捗状況について

(資料1について事務局から説明)

(大島委員)

「新型コロナ・生活相談コンシェルジュ」について、取組としては評価できるが、電話番号が探しづらい。先日相談したいという方がおられたが、見つけられなかった。当該説明資料にも電話番号を掲載するなどすれば、よりよいのではないか。

(事務局)

市HPにページを作成するだけでなく、トップページのバナーでも掲載するなどの工夫はしてきた。ご指摘のとおり今回の資料も公開するものであり、ひとつの広報啓発のツールとして捉え、電話番号を掲載する等の対応を行う。

(星委員)

自立相談支援事業の相談実績について、令和2年度においては新規相談件数が非常に多い。一方、令和3年度の数字が10分の1程度に落ち込んでいるが、理由は何か。

(事務局)

生活困窮者自立相談支援事業の相談件数については、生活福祉資金貸付制度の影響を大きく受けている。令和2年度の貸付利用要件として「自立相談支援事業等による支援を受けること」とされていたところ、年度途中から「償還開始までに自立相談支援機関からの支援を受けることに同意すること」とされる等の変更があったため、相談件数にも影響が見られる。

(星委員)

住居確保給付金について、申請件数は受給件数と理解していいか。

(事務局)

概ね同様と見ていただいて差し支えない。

(高橋委員)

2点ある。まず住居確保給付金について、原則3か月で最長9か月とされているが、3か月で終了される方は

どの程度おられるのか。終了後に給付金がなくても生活が成り立つような状況にあるのか、またはバトンタッチできる制度があるのか示されたい。

次に、日常生活圏域コーディネーターの実績値について、相談件数として 10 代の方から 13 件あるとなっている。10 代の方の主訴はどのようなものが多いのか示されたい。

(事務局)

いずれの件数についても、手元に具体的な数値がない。

住居確保給付金については、有期のものであるため、終了された方のうち一部の方は生活保護制度に移行されている。

日常生活圏域コーディネーターの件については、全体の傾向と同様に経済面のことを主訴にされている方が多いという印象がある。

(寶楽委員)

会議資料によって、コロナ禍における各取組、特に行政が取り組んでいる事項の進捗状況を理解できた。一方、地域福祉計画には「参加と協働でつくる」という点を明記しており、住民レベルでの参加、そして N P O 等各団体の参加、これらの取組も大事だと考えている。当法人として、堺市南区を中心としたまちづくりに取り組んでおり、コロナ禍でもいくつか地域の福祉活動を補完的にサポートしている。他の N P O や自治会の中での新たなボランティア活動が生まれていたりすることもあるので、このような事例や地域活動への支援・コーディネート状況についても気になる。

(事務局)

当該項目では相談支援体制の構築に主眼を置いた項目であり概ね全市的な対応や各区域で実施されている行政機関を中心とした取組について説明をした。資料 3 において、地域の活動や支援の状況等について説明したい。

(資料 2 について事務局から説明)

(野田委員)

再犯防止・更生支援について、最初に法に抵触するような時期やきっかけはどういうものか。なぜ 2 回目以降繰り返していくのか。それらを踏まえて、どこにどのような支援があればいいのか等を示されたい。ここが明らかになると、どのタイミングでどのような主体が関わればいいのか分かるのではないか。

また、非行との関わりという観点から、子ども相談所をはじめとする支援機関との連携などどのように捉えているのか示されたい。

(事務局)

初犯の状況については様々であり、具体的な分析・数値は手元にないが、取り巻く環境の影響はあると思われる。本市には大阪刑務所や医療刑務所に加えて、少年鑑別所が設置されている。少年鑑別所には法務少年支援センターがあり、同センターの方と意見交換していると、交友関係の影響はあるとのことである。

また、法務少年支援センターについては、地域支援業務として、地域の教育機関等から相談を受けて能力性格調査や問題行動の分析、指導方法の提案、心理相談を実施している。これらの取組を通じた専門的知見をより活かしていきたいと考えており、子ども若者の支援機関で構成されるネットワーク会議への参画を調整している。

(野田委員)

当法人が運営しているさかいユースサポートセンターにおいて、非行問題について教育機関等から連携の依頼が入ることもある。支援がなるべく早く届くようにするためには、どのようにしていくのがよいか一緒に考えていきたい。

(所座長)

再犯を防ぐための課題はどう捉えているか。

(事務局)

大阪刑務所の職員と意見交換している中では、地域とのつながりが全くないというような方が少なからずいるということを知っている。しかし、地域住民に全てを委ねるのは行政としての責任放棄であると考えている。大阪刑務所や法務省の方とよく話をするのは、地域社会とのつながりを持つのは非常に大事だが、どこにどうつながっていく必要があるのか、法務省からも漠然と地域とのつながりが大切だという話がよく出るが、国として何を課題としているのか具体的に示されたいと我々からも投げかけをしている。

地域社会で生活していくための基盤や周囲との関係をどう形成していくのが課題であると認識している。

(星委員)

大阪刑務所の視察員として定期的に訪問しているが、再犯は非常に多い印象である。大阪刑務所の例では、平均が 3.7 回、再入所といったところ。出所しても生活が安定せず、また刑務所に入るケースが非常に多いと言える。特に大阪刑務所の場合は 26 歳以上の男子の収容者がほとんどであり、覚せい剤といったもので再犯になるケースが多い状況にある。このようなことを踏まえるとやはり、関係機関との連携で再犯をおさえていくという努力が必要だと感じている。

(天野委員)

資料の中で小学生及び中学生の作文コンテストについて掲載されている。学校への周知などはどうしているのか。また、教育委員会には説明されているのか。

(事務局)

各学校に保護司の方が直接伺って説明され、学校から生徒・児童に周知し、コンテストに応募いただいているとお聞きしている。また、社会を明るくする運動事務局から教育委員会事務局には説明している。

(天野委員)

堺市民みんなが関心を持ってもらえるように、周知に努めていただきたい。

(所座長)

みんなが知って広めていくという貴重なご意見ありがとうございます。

(寶楽委員)

NPO としての視点から更生支援の推進に関して意見を述べる。依存症対策として、例えば地域の活動団体等がたくさんおられる。その一方でアディクションというキーワードで、社会的な孤立を防ぐ取組が支援の中に入ってきていると思う。このような取組が当該項目で明示化されることもいいのではないかと。

また、新型コロナウイルス感染症が拡大する前の 2019 年後半あたりから、医療機関における依存症対策として何度も通院を繰り返す患者に対するアプローチで、例えば耳原総合病院その他の事業を提供されている医院などが、処方する以外にも地域の居場所や団体を紹介するネットワークの必要性を強く訴えていて、どのように

他の機関と連携していくのかをテーマとした勉強会を独自に開催されている。このような取組も、「あったかぬくもりプラン」にある参加と協働にあたるのではないかと感じる。多様な主体として、NPO や既存の団体に加えて、このような活動をされている医療機関も対象としていく方がいいと感じる。

(資料 3 について事務局から説明)

(大島委員)

資料で紹介のあった脳トレプリントは、地域の活動において大変役立った。初めての取組であり、堺市全体で方向性を持って行う取組は今までなかったもので、利用している。高齢者が自宅で脳トレができ、毎月持ってきてもらうことが外出機会の確保や安否確認にもなり、とてもよいと感じる。

スタンプを押すということも、集める楽しさがあり、また景品がもらえるということで大変頑張っておられる方もいる。社協からも、もっといろんなものを提供していただければ、地域の方々のやりがいにつながるのではないかと感じる。ところで、居場所について、囲碁や麻雀は人気があるが、今の感染状況を踏まえるように向き合うべきかが難しい。社協としての考えはあるか。これまでも活動を縮小するなどの対応をしてきた。しかし、これ以上どうすればよいか、社協からも提案してほしい。安心感につながる。

(事務局・社協)

麻雀や囲碁については、近くで向かい合ったり、同じものを触ったりするため注意が必要だと考える。その他の活動については、活動内容や部屋の状態、換気の状態などが影響すると思われる。具体的な詳細については、相談いただき、当会職員が現場に行き相談に乗る。については、個別に相談いただきたい。

(星委員)

私の住む地域でも、脳トレプリントを利用した。継続的に活動している「お元気ですか訪問」で会う機会を活用しており、次回会う時に回収するなどしている。コロナ禍によって自粛生活を送られている方の中には、このような取組であれば、やってみようという方も多くいた。分からないところがあった場合には、友達とそれについて話し、回答を導き出しているという例もある。交流の機会を保つという点で、非常にいい取組だったと思う。また次回の脳トレを作っていただきたい。

オンライン化について、現在地域会館においてその環境がない、Wi-Fi の環境が設定できていないところが見受けられる。東区では環境があるのが 2 校区で、他の 7 校区については環境が設定できていない。市として環境を整えるための補助をするという話を聞いているが、速やかに進めてもらいたい。

(天野委員)

オンライン化について、地域会館に Wi-Fi 環境を構築する必要があるとの話があった。市からは、3 月 15 日を申請期限とした補助制度について連絡が来ている旨、お伝えする。

(所座長)

オンライン化については、かなり環境整備が進んできたが、今後感染症が落ち着いてからも様々な活用が検討できるのではないかと感じる。

(高橋委員)

日常生活圏域コーディネーターが 20 名配置されているとのことだったが、人数としては足りている状態なのか。

(事務局)

同コーディネーターについては、従前から日常生活圏域ごとの配置をめざしてきた。昨今の財政事情もあり、圏域数に対して充足しているとは言い難い。引き続き、配置に向けた検討を行っていく見込みである。

(資料4について事務局から説明)

(星委員)

市民後見人として1回だけ受任した経験がある。担当した方の状態があまり思わしくなく、受任後すぐに終了となった。このようなことから、できるだけ早い段階で後見申立をし、市民後見人としての活動に意義を見いだせるような受任となるような検討をしていただきたいと発言してきた。この点はいかがか。

(事務局)

従前から、市民後見人養成講座を修了された方にどのように活躍いただくかという点については、課題として認識している。市民後見人は無報酬のボランティアであり、活動の範囲・幅という点においては悩ましい。市民後見人として活動いただくためには、家庭裁判所への推薦件数が課題となるが、これまでは市長申立の案件を対象としていたところ、件数の確保も念頭に置いて、親族申立であって家庭裁判所が適当と判断されるものについても対象としている。

権利擁護サポートセンター運営委員会においても議論されてきたところであるが、上手くいく答えがあるわけではなく、継続的な課題として捉えている。

(星委員)

市民後見人は活動に必要な実費だけはいただくが、その他は全て無償である。あまりにも重い案件については出来かねるといったこともあるかもしれないが、ぜひ積極的に検討していただきたい

(資料5について事務局から説明)

(大島委員)

避難行動要支援避難支援の説明において、個別避難シートと個別避難計画は同一のものと理解してよいか。以前の懇話会において、重い障害のある方は、専門性が必要になるなど地域の方による援助では難しいとのやり取りがあったと記憶している。個別避難計画の作成は、福祉専門職を中心として取り組んでもらえればありがたい。また、要支援者の方も、自治会や校区福祉委員会しか相談するところがないという状態から、選択肢が増えることになり、大変意義があると思う。

介護に携わる方に協力いただく方が、より助かる可能性が高くなるのではないかと。私たちも行かないといけないと思うが、災害時にそこまで手が回るかどうかはわからず、期待されても困るので、ぜひ個別避難シートの作成に取り組んでもらいたい。

(事務局)

避難行動要支援者として該当される方が約6万人、個人情報の提供に同意いただいている方が約2万人おられる。その中でも特に障害の程度が重い方などの避難については、具体的に検討する機会を作れていなかったように思う。まずは専門職の方々と交えて一緒に考えていきたいと思っている。ただ進めていく中でどのような課題が出てくるかは、取り組んでみなければ分からない。

福祉関係の事業所の方が、必ず避難支援できるとは限らず、行政による避難支援についても現実感がない。まずは、対象となる方の状況把握や同居家族の状況、利用されているサービスの状況等を勘案して、どうすれば

避難できるかを考えたい。災害の種別によっては、必ず避難所に避難しなければならないというものでもなく、垂直避難なども含め、個別に検討したい。この課題については、どこかのセクションだけが担うというよりも、行政、事業所、住民の方々ともに行えることには限界があるという点を理解した上で、何ができるのかを計画作成のプロセスを通じて考えたい。

(大島委員)

もう1点。福祉施設に福祉避難所のお願いをしていると思うが、施設の方にお聞きすると、避難して来られても大変だとのこと。施設にはケアマネジャーや職員がおられるが、発災時にどれだけの人が来られるかわからず、そのような環境でどこまで受け入れができるか約束できない。期待してもらっても困ると言われていた。

(事務局)

現在の運用としては、指定避難所に避難していただいた後に、必要に応じて福祉避難所にて移っていただくような対応を想定している。当然、開設にあたっては施設の状況をお聞きし、調整を図っていくことになる。ついでには、指定避難所における福祉スペースをどう確保し、活用するかといった点も検討を進めていく必要があると認識している。

(星委員)

避難行動要支援者一覧表については、民生委員児童委員が調査や変更点の報告をしている。一覧表に載っている方からは、誰が助けに来てくれるのか、あなたが来てくれるのかと聞かれる。国の方も具体的な避難支援の検討が進んでいないことに鑑みて、自治体にやれという意図で法律が変わったと見ている。市が主体となって取組を進められているが、市だけではできないと思う。実際に災害がおきた場合に、誰が動けるのか、それは地域の人しかいない。地域の人を巻き込んだ中で、障害の重い方の対応等を検討していく必要がある。もっと巻き込んでいかないと、市だけではまず出来ないとと思う。

ついでには、もっと市民の方にアピールして、市としてはこういったものをやりたいと関係者にまずは知らせることが一番重要ではないかと思う。積極的に色々と検討いただきたい。

(野田委員)

所属する団体は、障害を持つお子さんや、不登校や引きこもりの方を支援しており、800人程の利用者がいる時に現在のスタッフ50名だけで本当に助けられるのかという問題に直面しており、福祉の事業所についてもBCP（業務継続計画）を作成しなさいと言われていた。このため、法人内でも議論をしているところである。このような議論の中で、生活時間帯によって、避難できる場所や身近にいる人が異なるので、個別避難シートには生活時間帯や土日・平日などリアルな情報が載らなければ現実的なものにならないと感じる。

災害がどのようなものであれば、実行するのか。避難先としていっているところが危険かもしれないので、どのような確認をしたうえで避難行動をとるのか、細かいシミュレーションを重ねていくことが大切だと思う。

(事務局)

時間帯や災害の大きさ、住んでいる地域も考慮する必要があると認識している。星委員からの指摘のとおり、すべてを行政だけですということは困難だと想定しているため、どのような協力を求めていくことが必要か、しっかりと検証したい。

(寶楽委員)

大規模災害については、今回の地域福祉計画はエリアごとの取組と連携がキーワードとして入っている。報告の

あった内容は、ひとつひとつを積み上げていくことが大切だと感じる。一方、内閣府では、発災時は情報共有会議等を中間支援組織や行政などの機関で連携してやりましようと言われており、今後の課題として、広域的なネットワークに関する事も視野に入れていくべきだと思う。

(天野委員)

さまざまな意見が出ているが、我々も防災に関しては議論を重ねている。議論を重ねてはいるが、結論は出ない。そもそも誰が助けるのが課題である。例えばそれが地域だとしても、地域の中にどのような人がいるのかという点を分析すると、助ける側になれる人がいないということが現状である。

福祉避難所について、件数を初めて見たが、もっと増やしていく努力が必要ではないか。

(事務局)

福祉避難所については、令和 2 年にマニュアルを社会福祉施設にご提示し、再協定や新規協定の締結を依頼してきた。令和 2 年度末には 80 件であったところ、現在は 89 件になり、過去に比べると少し増えた。

(上田委員)

個別避難シートは、堺市の独自のものなのか。西区では、高齢者関係者会議などで防災について取り扱っているが、次年度か次々年度に個別避難計画を取り上げたいと考えている。作成を進めていくのは、相談支援専門員や介護支援専門員が適していると思っている。先ほどの野田委員も指摘されていたが、時間帯などの考慮が必要であることに加えて、これをどう更新していくのかという点も課題だと思う。シートの件について、お聞きしたい。こちらとしては、まず啓発のところから取り組んでいけたらと思う。

(事務局)

個別避難計画については、国がひな形を示している。これを基に、庁内の関係部署で構成する堺市防災対策推進本部会議幹事会 要配慮者対策専門部会で議論をして作成した。ただし、完成形ではなく、試行作成を行う中で修正を加えていく。取組の際は、ぜひ連携をお願いしたい。

(所座長)

最後に全体を通して、発言を求める。

(天野委員)

緊急小口資金が 20 万円、総合支援資金が単身世帯なら 15 万円を 3 か月分、複数世帯なら 20 万円を 3 か月分と記載されていた。本当に返済は可能なのか。生活に困っているという方が対象なので、貸したお金を返済するのは難しいのではないか。

(事務局)

今回の感染症の影響に鑑みて、特例貸付という形がとられており、確かに多数の方が利用されている。当該制度については、厚生労働省から、課税状況を基にした償還免除の規定が示されている。

(以上)